

緊急申し入れ

台風12号による被害に対する 解明と協議の緊急申し入れ

台風12号により、社員や鉄道設備等に大変な被害が発生した。以下申し入れをするので、早急に真摯な対応をすること。

記

1. 台風12号による被害状況について明らかにすること。
2. 紀勢線等、不通になっている線区の復旧の見込み、対応について明らかにすること。
3. 今回の災害によって、家屋等に被害を受けた社員や通勤のための交通手段がない社員の勤務の取扱いについて明らかにすること。
4. 新たに導入したメールによる安否確認システムが正常に機能したのか明らかにすること。又、どこの判断でどの範囲を対象に行ったのか、更に、確認が出来なかった社員は何人いたのか明らかにすること。
5. 今後の防災対策について考えていることを明らかにすること。
6. 以上のことについて早急に協議すること。

台風12号による被災に関する
申し入れを行いました。